令和6年(2024年)10月7日 区 民 委 員 会 資 料 区 民 部 保 険 医 療 課

(第88号議案)

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正骨子

- (1)被保険者証および被保険者資格証明書の廃止に伴う改正 被保険者証および被保険者資格証明書の廃止に伴い、給付や過料にかかる規定の 整備を行う。
- (2)保険料の徴収猶予に係る改正

現在6月以内となっている徴収猶予の期間について、資力の有無等が不明なまま 急患として医療機関を受診し、即時入院等が必要な場合等について、資力の活用が 可能となるまで徴収の猶予が出来るよう、猶予期間を1年まで延ばせるよう規定を 整備する。

2 改正理由

国民健康保険法の改正に伴い規定を整備するとともに、保険料の徴収猶予期間等について規定を整備する必要がある。

3 施行時期

令和6年12月2日

4 その他資料

別紙「中野区国民健康保険条例新旧対照表」

改正案

目次 (略)

第1章~第3章 (略)

第4章 保険給付

第5条 (略)

(療養の給付の範囲)

和33年法律第192号。以下「法」という。) 第36条第1項及び第54条の3第4項に定める ところによる。

(一部負担金)

第7条 保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医 │ 第7条 保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医 療機関等」という。)において、療養の給付を受 ける被保険者は、次の各号の区分に従い、当該給 付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗 じて得た額を一部負担金として、当該給付を受け る際、当該保険医療機関等に支払わなければなら ない。

(1)~(3) (略)

(4) 法第42条第1項第4号の規定が適用され る者である場合 100分の30

第8条~第9条 (略)

(入院時食事療養費)

第9条の2 入院時食事療養費の支給は、法第52 条及び第54条の3第4項に定めるところによ る。

(入院時生活療養費)

第9条の3 入院時生活療養費の支給は、法第52 第9条の3 入院時生活療養費の支給は、法第52

現行

目次 (略)

第1章~第3章 (略)

第4章 保険給付

第5条 (略)

(療養の給付の範囲)

第6条 療養の給付の範囲は、国民健康保険法(昭 │ 第6条 療養の給付の範囲は、国民健康保険法(昭 和33年法律第192号。以下「法」という。) 第36条第1項に定めるところによる。

(一部負担金)

療機関等」という。)において、療養の給付を受 ける被保険者は、次の各号の区分に従い、当該給 付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗 じて得た額を一部負担金として、当該給付を受け る際、当該保険医療機関等に支払わなければなら ない。

(1)~(3) (略)

(4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後で ある場合であつて、当該療養の給付を受ける者 の属する世帯に属する被保険者(70歳に達す る日の属する月の翌月以後である場合に該当 する者その他国民健康保険法施行令(昭和33 年政令第362号。以下「法施行令」という。) 第27条の2第1項に規定する者に限る。)に ついて同条第2項に規定するところにより算 定した所得の額が同条第3項に規定する額以 上であるとき 100分の30

第8条~第9条 (略)

(入院時食事療養費)

第9条の2 入院時食事療養費の支給は、法第52 条に定めるところによる。

(入院時生活療養費)

条の2及び第54条の3第4項に定めるところに よる。

(保険外併用療養費)

第9条の4 保険外併用療養費の支給は、法第53 条及び第54条の3第4項に定めるところによ る。

(療養費)

第9条の5 療養費の支給は、法第54条並びに第 第9条の5 療養費の支給は、法第54条及び第5 54条の3第4項及び第7項から第9項までの規 定に定めるところによる。

(訪問看護療養費)

第9条の6 訪問看護療養費の支給は、法第54条 の2及び第54条の3第4項に定めるところによ

第9条の7~第12条 (略)

第5章 (略)

第6章 保険料

第14条 (略)

(保険料の賦課額)

第14条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に 属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民 健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。 以下「法施行令」という。)第29条の7第1項 第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。) 及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規 定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同 じ。) 並びに介護納付金賦課被保険者(同項第3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以 下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同 号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同 じ。)の合算額とする。

第14条の3~第22条の2 (略)

(徴収猶予)

第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号 のいずれかに該当することによりその納付すべ き保険料の全部又は一部を一時に納付すること ができないと認める場合においては、その申請に 条の2に定めるところによる。

(保険外併用療養費)

第9条の4 保険外併用療養費の支給は、法第53 条に定めるところによる。

(療養費)

4条の3第3項から第5項までの規定に定めると ころによる。

(訪問看護療養費)

第9条の6 訪問看護療養費の支給は、法第54条 の2に定めるところによる。

第9条の7~第12条 (略)

第5章 (略)

第6章 保険料

第14条 (略)

(保険料の賦課額)

第14条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に 属する被保険者につき算定した基礎賦課額(法施 行令第29条の7第1項第1号に規定する基礎 賦課額をいう。以下同じ。) 及び後期高齢者支援 金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支 援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納 付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納 付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算 定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納 付金賦課額をいう。以下同じ。) の合算額とする。

第14条の3~第22条の2 (略)

(徴収猶予)

第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号 のいずれかに該当することによりその納付すべ き保険料の全部又は一部を一時に納付すること ができないと認める場合においては、その申請に

よつて、その納付することができないと認められ る金額を限度として、6月(急患等として保険医 療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納 付については、当該被保険者の資力の活用が可能 となるまでの期間として1年) 以内の期間を限つ て徴収猶予することができる。

- (1) 納付義務者がその資産について震災、風水 害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受 け、又はその資産を盗まれたとき。
- (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又 は休止したとき。
- (3) (略)
- (4) 前3号に掲げる理由に類する理由があると き。

2 (略)

第24条~第24条の5 (略)

第7章 (略)

第8章 罰則

(過料)

第27条 区長は、法第9条第1項若しくは第5項 第27条 区長は、法第9条第1項若しくは第9項 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした 者に対し、100,00円以下の過料を科する。

第28条·第29条 (略)

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日(以下「施行 日 | という。) から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第23条の規定は、令和6年度分の保 険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの 及び令和7年度以後の年度分の保険料について適 用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11 月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年

よつて、その納付することができないと認められ る金額を限度として、6月以内の期間を限つて徴 収猶予することができる。

- (1) 納付義務者がその資産について震災、風水 害、落雷、火災若しくは、これに類する災害を 受け、又はその資産を盗まれたとき。
- (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、若 しくは休止したとき。
- (3) (略)
- (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があると き。

2 (略)

第24条~第24条の5 (略)

第7章 (略)

第8章 罰則

(過料)

の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出を し、又は同条第3項若しくは第4項の規定により 被保険者証の返還を求められてこれに応じない 者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第28条·第29条 (略)

附 則 (略)

度分の保険料については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為及び行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関 係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和 6年政令第260号)第9条の規定によりなお従 前の例によることとされる場合における施行日以 後にした行為に対する罰則の適用については、な お従前の例による。